

生駒市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づき、本市における食育の推進に関する施策についての計画の作成に当たり、必要な検討を行うため、生駒市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、食育推進計画の策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員以外の者に意見の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったときも、同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉健康部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。